

令和4年2月

入札参加有資格者の皆様へ

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数制限の対象業務
について

標題について、次のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に入札執行する案件

※対象期間の区分けが昨年度と変更になっています。ご注意ください。

令和3年度：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に公告する案件

なお、令和4年3月31日までに公告し、令和4年4月1日以降に入札執行する案件は、本取扱いによります。

2 対象業務

対象種目 100 測量 に該当するもの。ただし、次に該当する測量は除く。

- ・ 車載写真レーザ測量による地形図作成
- ・ 道路台帳補正
- ・ 公園台帳補正
- ・ 無人航空機を用いた国指定史跡の測量
- ・ 官民境界等先行調査測量
- ・ 渡海（河）水準測量
- ・ デジタル空中写真測量
- ・ デジタル地形図修正に関する公共測量

上記の他、案件の特性や前年度又は前々年度の類似案件の入札結果等を鑑みて、20者以上の応札者が見込めないと本市が判断した案件については、受注可能本数制限の対象から除外することがあります。

3 その他

対象業務については、令和3年3月1日に「入札・契約制度に関するお知らせ」に掲載した「測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて」の記載に基づき、年度ごとに見直しを行います。

以上

令和4年度 測量・建設コンサルタント等業務における受注可能本数の取扱いについて

1 実施内容

契約管財局で発注する測量・建設コンサルタント等業務(100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタントのいずれかの種目に該当するもの)において、受注可能本数制限を行うものについては、以下のとおり取り扱うものとする。

2 対象案件

受注可能本数の制限は、次に掲げる案件を対象に適用する。

- ・ 入札方式
事後審査型制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札
- ・ 対象業務
対象種目 100 測量 に該当するもの。ただし、次に該当する測量は除く。

車載写真レーザ測量による地形図作成

道路台帳補正

公園台帳補正

無人航空機を用いた国指定史跡の測量

官民境界等先行調査測量

渡海（河）水準測量

デジタル空中写真測量

デジタル地形図修正に関する公共測量

上記の他、案件の特性や前年度又は前々年度の類似案件の入札結果等を鑑みて、20 者以上の応札者が見込めないと本市が判断した案件については、受注可能本数制限の対象から除外することがある。

3 受注可能本数

- ・ 市内本店業者 3 本
なお、インセンティブの対象となる業者は1本追加し4本とする。
 - ・ 市内支店業者及び市外業者 1 本
- (1) 受注可能本数の積算は、本市が受注可能本数の制限の対象とした案件においてのみ種目ごとに行うものとする。
 - (2) 受注可能本数を積算する案件は、令和4年4月1日から令和5年3月31日に入札執行する案件とする。

- (3) 「市内本店業者」と「市内支店業者及び市外業者」の判断は、開札時点の入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において行うものとする。
- (4) 大阪市業務委託成績評定要領において、100 測量について次に掲げる評定点以上の成績があった事業者については、受注可能本数を 1 本追加する（インセンティブ）。なお、評定点以上の成績が複数あった場合であっても追加するのは 1 本限りとする。

市内本店業者のうち、令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に完了した本市公告の土木等関係業務及び用地等関係業務のうち、大阪市業務委託成績評定要領に基づく評定点が 80 点以上の成績があった事業者

4 受注可能本数に達した場合の取扱い

- (1) 受注可能本数については、落札者又は落札候補者となった時点で受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り 1 本の者が落札者又は落札候補者となった時点で、受注可能本数に達したものとする。ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者としめない決定がされた時点で、受注可能本数に含まないものとする。
- (2) 複数案件において同時に落札者又は落札候補者となった場合については、開札日時の早い案件から受注可能本数に含むものとする。なお、開札日時が同一の場合は、業務番号が小さい番号の案件順とし、対象とした案件が再度入札となった場合には、再度開札日時を開札日時とする。
- (3) 業務番号は、入札方式に関係なく、対象とする案件に連続して付するものとし、公告文に明示する。
- (4) 落札者又は落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として、当該落札者又は落札候補者の入札を無効とする。
- (5) 落札候補者が、(4)により無効となった場合、次のとおり取り扱う。
 - ① それぞれの時点において審査順位が落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。
 - ② 落札候補者について、入札参加資格審査資料（以下、「資格審査資料」という。）の提出は要しない。また、落札候補者に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置は行わないこととする。